

平成20年度妊婦健康診査改訂について

神奈川県産科婦人科医会では、神奈川県内各市町村（横浜・川崎・横須賀の三市を除く）の妊婦健康診査請求事務を取り扱っております。

平成20年4月1日以降の妊婦健診から、神奈川県内各市町村の公費負担妊婦健診が3回追加され、2回から計5回（下記はそれ以上）実施することになりました。

鎌倉市	計7回（1回～5回までは他の市と同じです。6回目、7回目が増えています。）
伊勢原市	計6回（1回～5回までは他の市と同じです。6回目が増えています。）
相模原市	計5回（他の市とは単価が違います。）
茅ヶ崎市	計5回+3回補助券定額制（3,000円）（6月1日から実施です。5月分までは前年度と同じ2回のみです。）

御願ひ

妊婦健診受診票の記載内容や請求書の記載不備、誤記入については、その都度事務局からお問い合わせをしていますが、これに対する事務量が多く、現状のままで、今後回数が5回以上に増えると問い合わせだけで事務が停止してしまうおそれがあり、健診料の支払いが不能になる事態も予想されます。受診票、請求書提出時は繰り返し点検し記入不備、誤記入の無い事を確認の上提出頂くようお願い申し上げます。

請求書については

各医療機関宛てに FAX 致しますのでコピーして使ってください。

（都合により請求書のホームページアップロードは中止しました。）

合計金額から振込手数料を差し引いてお振込みさせていただきます。

3万円未満... 315円

3万円以上... 420円

送付先

〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1
神奈川県総合医療会館4階

TEL 045-242-4867

FAX 045-261-3830